

助振第0627001号
平成26年6月27日

〒181-0013
東京都三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザ310

特定非営利活動法人
シニアSOHO普及サロン・三鷹
代表理事 久保 律子 様

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋



独立行政法人福祉医療機構助成金内定通知書

平成26年度独立行政法人福祉医療機構助成金につきましては、下記のとおり内定しましたので通知します。

裏面に記載した「助成決定するための条件」のうち、該当する条件を整備したうえで、助成金申請書を平成26年8月4日までに提出してください。

記

- | | |
|---------|--|
| ・助成区分 | 2. 地域連携活動支援事業 |
| ・助成テーマ | 1. 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者・障害者などの社会からの孤立を防止する事業 |
| ・事業名 | 聞き書きで創る高齢者が孤立しない未来事業 |
| ・助成金内定額 | 6,520千円 |
| ・受付番号 | 20140201020 |

なお、当該事業について、次に該当する場合はこの事業について、助成の決定を行わないこと（内定の取消し）がありますので、念のため申し添えます。

- ・助成対象事業の要件を満たさないことが判明した場合
- ・事業内容の変更により助成対象事業の趣旨を逸脱すると判断される場合
- ・助成内定の前後を問わず助成対象者として不適当であることが判明した場合
- ・特別な理由なく期日までに助成金申請書の提出がない場合
- ・「助成決定するための条件」を満たさない場合

(助成決定するための条件)

1. 助成金内定額について

本通知に記載した金額は助成金内定額であり、助成金の決定額ではありません。助成金申請書等に基づき、事業の内容と経費等について精緻に確認し、必要に応じて査定いたしますので、助成金額の減額が生じる場合があることをご了承ください。

2. 助成の対象とならない経費について

内定通知書に要望書の「総事業費の支出予定額内訳」の写しが添付されていた場合、「総事業費の支出予定額内訳」の中で『対象外』と示されている経費は、助成対象から除外し、支出内容を見直してください。

3. 使用印について

助成金申請書等の助成の申請書類には、印鑑登録された法人の印（任意団体においては印鑑登録された団体代表者の個人の印）を用いることとし、当該印の印鑑証明書をご提出ください。

4. 事業計画・対象経費について

助成金申請書に、講習会やイベントなどの開催目的、場所、時期、参加対象者及び人数等並びに印刷物や成果物の配布先、配布時期及び配布部数等の事業の達成度の基準となるものについて、「事業計画」に明確に記載してください。

また、原則として助成事業で支援する方（受益者）の旅費・宿泊費・食費は助成金の対象となりませんので「助成対象経費とその他留意点など」をご確認のうえ、助成金申請書には、自己資金もしくは参加者収入をあてるようにしてください。

5. 基準限度額について

助成事業の対象となる経費の一部について、助成金で負担できる上限（基準限度額）が設定されている経費があります。該当する経費を計上する場合は、助成金申請時に、「助成金の限度額確認表」を作成のうえ、助成金の限度額の確認を行い、単価、回数時間及び人数等を明確にした「総事業費の支出予定額内訳」を作成してください。

なお、基準限度額を超えて支出する場合、その超過分は自己資金で対応してください。

6. 反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書について

助成金申請時に「反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」を提出してください。

7. 事業実施確約書について

地域連携活動支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業については、助成金申請時に「事業実施確約書（助成先団体用）」を提出してください。